

## 臨床研究における利益相反(Conflict of Interest:COI)について

臨床研究管理室

臨床研究の倫理審査申請書には医療関連企業等との利益相反について記載する欄がありますが、それについて簡単に説明します。

臨床研究を行う場合には、研究者として中立の立場で研究を行わなければならないのが原則です。しかし、例えばある企業の株を所有していたり研究費をもらっていた場合には、その結果を企業に有利な方向で取り扱ったり、解析するということが起こりかねません。したがって、このような立場の研究者からの報告や論文を見る(審査する)側は、その事実を知ることによって報告・論文の公平性に問題があるかもしれないということを加味して判断することが必要になってきます。一方、仮にそのような事実がない場合には、論文としての公平性が保たれているものとして扱うことができます。

そのため、倫理審査に際しては研究者に利益相反があるかどうかを管理する必要があるとされています。当院では申請書にその有無を記載の上、有る場合にはさらに申告書(添付書類様式は各学会に準ずる)を提出していただきますので、よろしく願いいたします。

平成 25 年 10 月 1 日

富士見高原医療福祉センター 臨床研究管理室

室 長 丸山昌孝 薬剤部長

事務局 人事課内(担当:島津 人事課長)

### 附則

1. この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から改定施行する。